明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔復興庁令〕
○復興庁組織規則の一部を改正する庁令（復興庁五）　一

〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三四九）　一
○保安林の指定を解除する件（農林水産二一一九～二一二一）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二一二二～二一二七）　三
○計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者を指定した件（経済産業一八七）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通九二四）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同九二五、九二六）　五
○道路に関する件（東北地方整備局一三三、一三四）　五
○都市計画に関する件（関東地方整備局三〇〇）　五
○道路に関する件（同三〇一～三〇七）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地を変更した件（中部地方整備局一五〇）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局一一〇）　七

〔国会事項〕
〔人事異動〕
財務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
産業
日本工業規格
（厚生労働省・経済産業省）　九

〔公告〕
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他　九

復興庁令

○復興庁令第五号

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第五項の規定に基づき、復興庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十四年八月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

復興庁組織規則の一部を改正する庁令

復興庁組織規則（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「それぞれ一人」の下に「（福島復興局にあっては、併任の者一人を除き一人）」を加える。

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。